

HP ヒューマン・プライム通信

発行元 株式会社ヒューマン・プライム
ヒューマン・プライム労務管理事務所
東京都中央区日本橋人形町 1-18-9
ATビル 5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5651-4112
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

法定割増賃金率の引上げ施行から3年

- 平成22年の改正労働基準法で「法定割増賃金率の引上げ」が施行され3年が経ちました。月60時間を超える法定時間外労働に対し、事業主は割増賃金率を50%以上に定めることが義務とされていますが、中小企業は義務を猶予されています。
- 今回、厚生労働省は平成25年度労働時間等総合実態調査結果を発表しました。その結果、月60時間超の法定時間外労働の割増率を50%以上としている中小企業は1割弱でした。



大企業で26時間25分、中小企業で15時間21分だった。しかし、「45時間超」の時間外をさせている事業場も少なくなく、大企業で17%、中小企業で9%みられた。「45時間超」の時間外をさせている企

- 平成22年の法改正は長時間労働の抑制を目的とされています。しかし、法定時間外労働の調査結果を見ると45時間超の時間外がある事業所も少なくありません。中小企業の猶予措置の撤廃時期は決定されていませんが、時間外労働の多い事業所は時間外労働削減の対応を進める必要があります。業務分担や人員配置の方法、時間外労働の必要性の有無などを見直し、事業主と従業員が一丸となって問題に取り組むことが必要です。業務量が多いのだから、割増率を上げればそれで良いというものではありません。長時間労働は心身ともに負担となります。事業の健全な継続、発展のためにも、事業主は従業員の仕事と生活の調和を守る責務があると言えるでしょう。

同調査は、時間外・休日労働、割増賃金率など労働時間に関する最新の状況を把握するため、全

中小実態調査まとめ

◇厚労省・猶予措置を検討へ◇

月60時間超の時間外

労働新聞 11/18号より

厚生労働省は、平成25年度労働時間等総合実態調査結果をまとめ、月60時間超の法定時間外労働に対し、9割強のほとんどの大企業で割増賃金率「50%以上」を適用していたことを明らかにした。しかし、中小企業では、割増率「25%超」としているのは1割強と少なく、さらに「50%以上」を適用していた割合は1割に満たなかった。厚労省では、現在、月60時間超の時間外労働に対する法定割増率「50%以上」の中小企業への適用拡大を検討中で、同調査が基礎データとなる。

割増「50%以上」は1割弱

のである。1カ月の法定時間外労働の実績をみると、「最長者」の平均時間は、大企業で26時間25分、中小企業で15時間21分だった。しかし、「45時間超」の時間外をさせている事業場も少なくなく、大企業で17%、中小企業で9%みられた。「45時間超」の時間外をさせている企

業のうち、「60時間超」に達するのは大企業で8%、中小企業で4%、「80時間超」は大企業3%、中小企業2%、「100時間超」は大企業、中小企業ともに1%だった。

1カ月60時間超の時間外労働に適用している割増率については、大企業の91%とほとんどで、法定の「50%以上」となっていたが、残りの1割弱では、未だ「25%」に留めているケースも少なくない。

これに対し、中小企業においては1カ月60時間超の時間外労働に適用している割増率をみると、「25%」が88%と大部分を占め、「25%超」は11%、「50%以上」は9%で、全体の1割にも満たなかった。

総合型基金に加入している中小企業の皆様へ

基金の実態を評価し、今後の対応について診断する

新サービス 基金簡易診断シート

※詳しくはお問い合わせください

※旬の情報満載のヒューマン・プライム通信は弊社 Web サイトからお申し込みいただけます。http://humanprime.co.jp/

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡お願い申し上げます